

新旧対照表

別紙1

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(評価申告の再審査等の結果行う更正等の取扱い)</p> <p>7—16 評価申告の再審査等の結果、申告内容が正当でないことが判明した場合等における既往の納税申告に係る課税標準及び税額の更正等の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 包括申告書が提出されている場合の取扱い</p> <p>イ 包括申告書が提出されている場合において、当該包括申告書の再審査又は事後調査等の結果、当該包括申告書の記載事項（税額の計算に影響を及ぼす事項に限る。）が正当に表示されていない（当該包括申告書の提出後その記載事項に変更があった場合を含む。）ことが判明したときは、当該包括申告書に係る個々の納税申告で当該記載事項が正当に表示されていないこととなった日以後の日を法第5条に規定する日（以下この項において「法令適用の日」という。）とするものについて、その課税標準及び税額（以下この項において「税額等」という。）を更正し、又はこれを修正する申告を求めるものとする。</p> <p>ロ（省略）</p> <p>(2) 包括申告書が提出されていない場合の取扱い</p> <p>令第4条第3項の規定により包括申告書を提出することができる場合であるにもかかわらず包括申告書が提出されていない場合（前記7—11（（評価申告書Iの提出を要しない場合）の規定により提出されていない場合を含む。）において、同条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項第10号若しくは第11号に掲げる事項につき個々の納税申告においても申告されておらず、又は正当に申告されていないことが判明したときは、当該個々の納税申告について上記(1)に準じて処理するものとする。</p> <p>(3) 事前審査を受けた個別申告書が提出されている場合の取扱い</p> <p>後記7—20の規定による事前審査を受けた個別評価申告書（以下この項において「個別申告書」という。）が提出されている場合において、令第4条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項第10号若しくは第11号に掲げる事項につき、正当に申告されていないことが判明したときは、当該個別申告書に係る納税申告について上記(1)に準じて処理するものとする。</p> <p>(外国貨物を置くことの承認の申請手続)</p> <p>43の3—2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くこと</p>	<p>(評価申告の再審査等の結果行う更正等の取扱い)</p> <p>7—16 評価申告の再審査等の結果、申告内容が正当でないことが判明した場合等における既往の納税申告に係る課税標準及び税額の更正等の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 包括申告書が提出されている場合の取扱い</p> <p>イ 包括申告書が提出されている場合において、当該包括申告書の再審査又は事後調査等の結果、当該包括申告書の記載事項（税額の計算に影響を及ぼす事項に限る。）が正当に表示されていない（当該包括申告書の提出後その記載事項に変更があった場合を含む。）ことが判明したときは、当該包括申告書に係る個々の納税申告で当該記載事項が正当に表示されていないこととなった日以後の日を法第5条《適用法令》に規定する日（以下この項において「法令適用の日」という。）とするものについて、その課税標準及び税額（以下この項において「税額等」という。）を更正し、又はこれを修正する申告を求めるものとする。</p> <p>ロ（同左）</p> <p>(2) 包括申告書が提出されていない場合の取扱い</p> <p>令第4条第3項の規定により包括申告書を提出することができる場合であるにもかかわらず包括申告書が提出されていない場合（前記7—11（（評価申告書Iの提出を要しない場合）の規定により提出されていない場合を含む。）において、同条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項第9号若しくは第10号《評価申告を要する事項》に掲げる事項につき個々の納税申告においても申告されておらず、又は正当に申告されていないことが判明したときは、当該個々の納税申告について上記(1)に準じて処理するものとする。</p> <p>(3) 事前審査を受けた個別申告書が提出されている場合の取扱い</p> <p>後記7—20（個別評価申告書の事前審査）の規定による事前審査を受けた個別評価申告書（以下この項において「個別申告書」という。）が提出されている場合において、令第4条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項第9号若しくは第10号に掲げる事項につき、正当に申告されていないことが判明したときは、当該個別申告書に係る納税申告について上記(1)に準じて処理するものとする。</p> <p>(外国貨物を置くことの承認の申請手続)</p> <p>43の3—2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くこと</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の承認（以下この項において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>(1) 蔵入承認の申請は、「輸入（納税）申告書」（C-5020）又は「輸入（納税）申告書」（C-5025-1及びC-5025-2）に令第36条の3第1項に規定する事項を記載し、その標題を「蔵入承認申請書」と訂正の上、3通（原本、承認書用、統計用）を提出することによって行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通（承認書用）を承認書として申請者に交付する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 令第36条の3第7項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70-3-1の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p>	<p>の承認（以下この項において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>(1) 蔵入承認の申請は、「輸入（納税）申告書」（C-5020）又は「輸入（納税）申告書」（C-5025-1及びC-5025-2）に令第36条の3第1項<u>《外国貨物を置くことの承認の申請》</u>に規定する事項を記載し、その標題を「蔵入承認申請書」と訂正の上、3通（原本、承認書用、統計用）を提出することによって行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通（承認書用）を承認書として申請者に交付する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 令第36条の3第5項<u>《他法令による許可、承認等の確認》</u>に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70-3-1<u>（他法令による許可、承認等の確認）</u>の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p>
イ～ネ (省略)	イ～ネ (同左)
<p>（その他の規定の準用）</p> <p>62の15-2 前記62の15-1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記42-3から42-6まで、42-14、42-15、43-2、43の2-1、43の3-1から43の3-4まで及び43の4-1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、43-2中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）」と、43の3-2中「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第1項」とあるのは「令第51条の12第1項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第36条の3第2項」とあるのは「令第51条の12第2項」と、「令第36条の3第7項」とあるのは「令第51条の12第7項」と、43の3-4中「3月（法第43条の3第1項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3月以内」と読み替えるものとする。</p>	<p>（その他の規定の準用）</p> <p>62の15-2 前記62の15-1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記42-3から42-6まで、42-14、42-15、43-2、43の2-1、43の3-1から43の3-4まで及び43の4-1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、43-2中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）」と、43の3-2中「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第1項（<u>（外国貨物を置くことの承認の申請）</u>）」とあるのは「令第51条の12第1項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第36条の3第2項」とあるのは「令第51条の12第2項」と、「令第36条の3第5項（<u>（他法令による許可、承認等の確認）</u>）」とあるのは「令第51条の12第5項」と、43の3-4中「3月（法第43条の3第1項（<u>（外国貨物を置くことの承認）</u>）の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3月以内」と読み替えるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>(輸入許可前引取りの承認の基準)</p> <p>73—3—2 輸入許可前引取の承認の申請があったときは、法第73条第2項に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるとにかくわらず、その承認をして差し支えない。</p> <p>特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取の承認をして差し支えないので、留意する。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 申告者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合 イ (省略) ロ 協定税率、EPA税率の適用のため必要とされる原産地証明書又は締約国品目証明書の提出が遅れる場合 (EPA税率の適用の場合には令第61条第4項の規定により税関長が認めた場合に限り、特恵税率適用の場合には関税暫定措置法施行令第28条ただし書の承認を受けた場合に限る。) ハ及びニ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(関係協定等の略称)</p> <p>68—5—0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(49) (省略)</p> <p>(50) 「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」(平成24年条約第2号)ペルー協定</p> <p>(51) ペルー協定第53条に基づく原産地証明ペルー協定原産地証明</p> <p>(52) ペルー協定第54条に基づく原産地証明書ペルー協定原産地証明書</p> <p>(53) ペルー協定第57条に基づく原産地申告ペルー協定原産地申告</p> <p>(54) ペルー協定第39条及び同附属書3に定める品目別規則ペルー品目別規則</p> <p>(55) ペルー協定第70条に定める運用上の手続規則ペルー運用上の手続規則</p> <p>(56) ペルー協定附属書1第2編第3節第3条に基づく品目証明書</p>	<p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>(輸入許可前引取りの承認の基準)</p> <p>73—3—2 輸入許可前引取の承認の申請があったときは、法第73条第2項に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるとにかくわらず、その承認をして差し支えない。</p> <p>特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取の承認をして差し支えないので、留意する。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 申告者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合 イ (同左) ロ 協定税率、EPA税率の適用のため必要とされる原産地証明書の提出が遅れる場合 (EPA税率の適用の場合には令第61条第4項の規定により税関長が認めた場合に限り、特恵税率適用の場合には関税暫定措置法施行令第28条ただし書の承認を受けた場合に限る。) ハ及びニ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(関係協定等の略称)</p> <p>68—5—0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(49) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ペルー協定締約国品目証明書</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
<p>（EPA税率を適用する場合の取扱い）</p> <p>68-5-1 EPA税率の適用を受けようとする輸入申告（法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）又は第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物（前記67-3-4(4)によりEPA税率の適用に係る原産地証明書の提出が省略される場合に限る。）に係るもの）を除く。以下この節において「輸入申告」という。）又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>（1）輸入申告の受理担当審査官による取扱い</p> <p>受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 締約国原産地証明書の添付の有無についての確認</p> <p>輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かつて書に規定する貨物である場合を除き、同号イに規定する締約国原産地証明書（後記<u>68-5-11の(1)に定める原産地証明書又は後記68-5-12の2の(1)に定める原産地申告</u>）が添付されているか否か。添付されていない場合等には、同条第4項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。</p> <p>ハ 原産地証明書についての確認</p> <p><u>後記68-5-11の(1)に定める原産地証明書が添付されているときは、令第61条第5項及び第6項の規定に基づき、当該原産地証明書について、次のすべての点に留意して確認を行う。</u></p> <p>（イ）次表中の第1欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項が以下(i)、(ii)及び(iii)に留意して記載されていること。</p> <table border="1"> <tr> <td>シンガポール協定</td> <td>シンガポール協定附属書II Bに定める事項</td> </tr> <tr> <td>メキシコ協定</td> <td>メキシコ統一規則に定める事項</td> </tr> </table>	シンガポール協定	シンガポール協定附属書II Bに定める事項	メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項	<p>（EPA税率を適用する場合の取扱い）</p> <p>68-5-1 EPA税率の適用を受けようとする輸入申告（法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）又は第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物（前記67-3-4(4)によりEPA税率の適用に係る原産地証明書の提出が省略される場合に限る。）に係るもの）を除く。以下この節において「輸入申告」という。）又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>（1）輸入申告の受理担当審査官による取扱い</p> <p>受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 締約国原産地証明書についての確認</p> <p>輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かつて書に規定する貨物である場合を除き、同号イに規定する締約国原産地証明書（後記<u>68-5-11の規定により定める様式のもの及びスイス協定原産地申告</u>）が添付されているか否か（添付されていない場合等には、同条第4項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。）、更に締約国原産地証明書が添付されているときは、同条第5項及び第6項の規定に基づき、当該締約国原産地証明書について、次のすべての点に留意して確認を行う。</p> <p>（イ）締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）にあっては、次表中の第1欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項が以下(i)、(ii)及び(iii)に留意して記載されていること。</p> <table border="1"> <tr> <td>シンガポール協定</td> <td>シンガポール協定附属書II Bに定める事項</td> </tr> <tr> <td>メキシコ協定</td> <td>メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項</td> </tr> </table>	シンガポール協定	シンガポール協定附属書II Bに定める事項	メキシコ協定	メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項
シンガポール協定	シンガポール協定附属書II Bに定める事項								
メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項								
シンガポール協定	シンガポール協定附属書II Bに定める事項								
メキシコ協定	メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項								

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項	マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項
チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項	チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項
タイ協定	タイ協定附属書3に定める事項	タイ協定	タイ協定附属書3に定める事項
インドネシア協定	インドネシア協定附属書3に定める事項	インドネシア協定	インドネシア協定附属書3に定める事項
ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書3に定める事項	ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書3に定める事項
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書4の付録に定める事項	アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書4の付録に定める事項
フィリピン協定	フィリピン協定協定附属書3に定める事項	フィリピン協定	フィリピン協定協定附属書3に定める事項
スイス協定	スイス協定附属書2付録2に定める事項	スイス協定	スイス協定附属書2付録2に定める事項
ベトナム協定	ベトナム協定附属書3の付録に定める事項	ベトナム協定	ベトナム協定附属書3の付録に定める事項
インド協定	インド運用上の手続に定める事項	インド協定	インド運用上の手続に定める事項
ペルー協定	ペルー協定附属書4に定める事項		

(i) (省略)

(ii) 原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次表の第1欄に示す原産地証明書に対応した同第2欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨(アセアン包括協定原産地証明書においては第10欄に、インド協定原産地証明書においては第7欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。)及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとし、また、第3欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載がされていることを確認する。なお、当該原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明なときは、上記(i)にかかわらず仕入書の番号及び日付を記載する欄が空欄になっている場合又は当該輸出者が輸出国において発行する仕入書の番号及び日付が記載されている場合がある。

(i) (同左)

(ii) 締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次表の第1欄に示す締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）に対応した同第2欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨(アセアン包括協定原産地証明書においては第10欄に、インド協定原産地証明書においては第7欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。)及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとし、また、第3欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載がされていることを確認する。なお、当該締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明なときは、上記(i)にかかわらず仕入書の番号及び日付を記載する欄が

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
これらの場合には、当該原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸入者に対し求めることとする。これらの書類が輸入者から提出されない場合は、必要に応じ、後記68-5-21に定める手続きをとることとなるので、留意する。		空欄になっている場合又は当該輸出者が輸出国において発行する仕入書の番号及び日付が記載されている場合がある。これらの場合には、当該締約国原産地証明書（ <u>スイス協定原産地申告を除く。</u> ）により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸入者に対し求めることとする。これらの書類が輸入者から提出されない場合は、必要に応じ、後記68-5-21に定める手続きをとることとなるので、留意する。
原産地証明書	記載欄	留意事項
メキシコ協定原産地証明書	「11. Remarks:」	—
マレーシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
チリ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
タイ協定原産地証明書	「1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)」	—
インドネシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
ブルネイ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
アセアン包括協定原産地証明書	「7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)」	第13欄中の「□ Third Country Invoicing」にチェックが付されていること
フィリピン協定原産地証明書	「9. Remarks:」	左記の欄に non-Party invoicing と記入されていること
締約国原産地証明書（ <u>スイス協定原産地申告を除く。</u> ）	記載欄	留意事項
メキシコ協定原産地証明書	「11. Remarks:」	—
マレーシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
チリ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
タイ協定原産地証明書	「1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)」	—
インドネシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
ブルネイ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
アセアン包括協定原産地証明書	「7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)」	第13欄中の「□ Third Country Invoicing」にチェックが付されていること
フィリピン協定原産地証明書	「9. Remarks:」	左記の欄に non-Party invoicing と記入されていること

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
ベトナム協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—	ベトナム協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
インド協定原产地証明書	「8. Remarks:」	左記欄中の「□ Third Country Invoicing」にチェックが付されていること	インド協定原产地証明書	「8. Remarks:」	左記欄中の「□ Third Country Invoicing」にチェックが付されていること
ペルー協定原产地証明書	<u>「9. Remarks:」</u>	—			
<p>(iii) (省略)</p> <p>(ロ)各協定に規定する原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記<u>68-5-14の(1)</u>による。)により発給されたものであること。</p> <p>(ハ) (省略)</p> <p>(ニ)原産地証明書は、単一の船積みに係る產品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該原産地証明書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないで留意する。</p> <p>(ホ)非譲許品目のみが記載されている原産地証明書は、有効な原産地証明書として取り扱わないものとする。なお、譲許品目とともに非譲許品目が記載された原産地証明書については、当該譲許品目に係る記載についてのみ有効なものとして取り扱うので留意する。</p> <p>(ヘ)各協定に基づく原産地証明書(スイス協定原産地証明書を除く。)に記載される関税率表番号は、初めの6桁についてのみ確認を行うものとし、それ以降の記載番号については特段の確認は要しないものとする。なお、スイス協定原産地証明書には関税率表番号が記載されないことに留意する。</p> <p>(ト)各協定に基づく原産地証明書の特徴的留意点</p> <p>(イ)～(VIII) (省略)</p> <p>二 原産地申告についての確認</p> <p>後記<u>68-5-12の2の(1)</u>に定める原産地申告が、添付されているときは、次のすべての要件を満たしていること。</p> <p>(イ)原産性の証明を行う產品について特定できるように十分に詳細に記載</p>			<p>(iii) (同左)</p> <p>(ロ)締約国原産地証明書(スイス協定原産地申告を除く。)は、各協定に規定する締約国原産地証明書(スイス協定原産地申告を除く。)の発給につき権限を有する機関(後記<u>68-5-14 (スイス協定原産地申告を除く。)</u>による。)により発給されたものであること。</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>(ニ)締約国原産地証明書は、単一の船積みに係る產品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該締約国原産地証明書(スイス協定原産地申告を除く。)に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないで留意する。</p> <p>(ホ)非譲許品目のみが記載されている締約国原産地証明書は、有効な締約国原産地証明書として取り扱わないものとする。なお、譲許品目とともに非譲許品目が記載された締約国原産地証明書については、当該譲許品目に係る記載についてのみ有効なものとして取り扱うので留意する。</p> <p>(ヘ)各協定に基づく締約国原産地証明書(スイス協定原産地証明を除く。)に記載される関税率表番号は、初めの6桁についてのみ確認を行うものとし、それ以降の記載番号については特段の確認は要しないものとする。なお、スイス協定原産地証明は原則として締約国原産地証明書に関税率表番号が記載されないことに留意する。</p> <p>(ト)各協定に基づく締約国原産地証明書の特徴的留意点</p> <p>(イ)～(VIII) (同左)</p> <p>(チ) 締約国原産地証明書が、スイス協定原産地申告であるときは、当該原産地申告が次のすべての要件を満たしていること。</p> <p>(イ) 原産性の証明を行う產品について特定できるように十分に詳細に記載されている仕入書、納品書その他の商業文書に<u>スイス協定附属書2</u></p>		

新旧对照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>されている仕入書、納品書その他の商業文書に、以下の申告文が不足なく記載されていること。なお、認定輸出者の認定番号は別途事務連絡する。</p>	<p>付録3に定める「The exporter of the products covered by this document (Authorisation No. 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Swiss or Japan (產品の原産地) preferential origin」。</p>
<p>(i) スイス協定原産地申告については、スイス協定附属書2付録3に定める「The exporter of the products covered by this document (Authorisation No. 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Swiss or Japan (產品の原産地) preferential origin」。</p>	<p>(ii) スイス協定附属書2付録3に定める申告文中に、認定輸出者の認定番号 (別途事務連絡する。) 及び產品の原産地が記載されていること。</p>
<p>(ii) ペルー協定原産地申告については、ペルー協定附属書4に定める「The exporter of the goods covered by this document (Authorisation No. 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan or Peru (產品の原産地) preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA. (Place and date)」。ただし、(Place and date)については、申告文が記載されている仕入書等に別途記載がある場合は省略することができる。なお、ペルー協定本文は、日本語、スペイン語及び英語がひとしく正文とされているが、原産地申告については、英語により作成することとされているので、留意する。</p>	<p>(iii) スイス協定附属書2付録3に定める申告文が記載された仕入書、納品書その他の商業文書の作成の日が輸入申告から1年以内であること。</p>
<p>(ロ) 申告文が記載された仕入書、納品書その他の商業文書の作成の日が輸入申告から1年以内であること。</p>	<p>上記(i) 及び(ii) の記載は、タイプ印書、押印又は印刷によるものとし、手書きによるものは認められないので、留意する。</p>
<p>(ハ) 申告文の記載は、タイプ印書、押印又は印刷によるものとし、手書きによるものは認められないので、留意する。</p>	<p>上記(ii)において、認定輸出者の認定番号が申告文に記載されていない場合、申告文に記載された認定輸出者の認定番号が、別途事務連絡する認定輸出者リストに含まれていない場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。</p>
<p>(二) 上記(i)において、認定輸出者の認定番号が申告文に記載されていない場合、申告文に記載された認定輸出者の認定番号が、別途事務連絡する認定輸出者リストに含まれていない場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。</p>	<p>(リ) スイス協定原産地証明書及びスイス協定原産地申告には原則として関税率表番号の記載がないことに留意する。この場合には、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号に係る品目別規則が適用されたものとみなして差し支えないが、產品の原産性に疑義がある場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。</p>
<p>(ホ) 原産地申告には原則として関税率表番号の記載がないことに留意する。この場合には、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号に係る品目別規則が適用されたものとみなして差し支えないが、產品の原産性に疑義がある場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。</p>	
<p>本 ハ 非原産国における積替え等に関する確認</p>	
<p>輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国(令第61条第1項第2号ロに規定する締約国をいう。以下同じ。)からのものにあっては、令第61条第</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前		
<p>1項第2号口(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号口に規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。</p> <p>なお、運送要件証明書(令第61条第1項第2号口に規定する書類をいう。以下同じ。)として同項第2号口に規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税關その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第2号口(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての原産地証明書への記載)をもって、運送要件証明書として同項第2号口に規定する書類のうち、その他税關長が適當と認める書類の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品(令第61条第1項第2号イに規定する原産品をいう。以下同じ。)であることを確認する必要があるので、留意する。</p> <p>へ 締約国品目証明書についての確認</p> <p>輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号ハかつこ書に規定する場合に該当する貨物であるときを除き、同号ハに規定する締約国品目証明書(後記68-5-11の(2)に定める品目証明書)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第4項に規定する税關長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等又は当該証明に係る貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合に当たるか否か)、更に締約国品目証明書が添付されているときは、当該締約国品目証明書について、次のすべての点に留意して確認を行う。</p> <p>(イ)次表中の第1欄の号に掲げる協定の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる事項が以下(i)及び(ii)に留意して記載されていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ペルー協定</td> <td style="width: 50%;">ペルー協定附属書1第2編第3節 第3条に定める事項</td> </tr> </table> <p>(i)ペルー協定附属書1第2編第2節日本国の表の2欄に定める品名</p> <p>(ii)品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。</p> <p>(ロ)締約国品目証明書は、協定に規定する締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関(後記68-5-14の(2)による。)により発給された</p>	ペルー協定	ペルー協定附属書1第2編第3節 第3条に定める事項	<p>1項第2号口(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号口に規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。</p> <p>なお、運送要件証明書(令第61条第1項第2号口に規定する書類をいう。以下同じ。)として同項第2号口に規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税關その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第2号口(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての締約国原産地証明書への記載)をもって、運送要件証明書として同項第2号口に規定する書類のうち、その他税關長が適當と認める書類の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品(令第61条第1項第2号イに規定する原産品をいう。以下同じ。)であることを確認する必要があるので、留意する。</p>
ペルー協定	ペルー協定附属書1第2編第3節 第3条に定める事項		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>ものであること。</u> (2) 及び(3) (省略)</p>	<p>(2) 及び(3) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(経済連携協定原産品の認定の基準)	(経済連携協定原産品の認定の基準)
68-5-2 経済連携協定における関税についての特別の規定による便益による税率を適用する場合において、輸入貨物が当該経済連携協定の締約国原産品とされるものであるかの認定については、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する同表第2欄に掲げる原産地規則に関する規定に基づき行うものとする。	68-5-2 経済連携協定における関税についての特別の規定による便益による税率を適用する場合において、輸入貨物が当該経済連携協定の締約国原産品とされるものであるかの認定については、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する同表第2欄に掲げる原産地規則に関する規定に基づき行うものとする。
なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のための原産地認定には適用されないので、留意する。	なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のための原産地認定には適用されないので、留意する。
経済連携協定	原産地規則に係る規定
シンガポール協定	シンガポール協定第3章第22条から第26条まで及び第28条から第28条のAまで
メキシコ協定	メキシコ協定第4章第22条から第34条まで及び第38条
マレーシア協定	マレーシア協定第3章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで
チリ協定	チリ協定第4章第29条から第40条まで及び第54条
タイ協定	タイ協定第3章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで
インドネシア協定	インドネシア協定第3章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで
ブルネイ協定	ブルネイ協定第3章第23条から第27条まで及び第30条から第35条まで
アセアン包括協定	アセアン包括協定第3章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで
フィリピン協定	フィリピン協定第3章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで
スイス協定	スイス協定附属書2第1条から第13条まで
ベトナム協定	ベトナム協定第3章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで
インド協定	インド協定第3章第26条から第33条まで及び第35条から第39条まで
ペルー協定	ペルー協定第3章第38条から第51条まで

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
(経済連携協定の品目別規則の取扱い) 68-5-4				(経済連携協定の品目別規則の取扱い) 68-5-4			
(1) 関税分類変更基準又は <u>加工工程基準</u> を用いた品目別規則（下記（2）表中第3欄に掲げる規定を含む。）の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、経済連携協定上の原産品とされない材料をいう。				(1) 関税分類変更基準又は <u>特定加工基準</u> を用いた <u>経済連携協定品目別規則（関税暫定措置法第7条の8に規定する経済連携協定の附属書（スイス協定においては附属書2付録1）で定める品目別規則をいう。以下同じ。）</u> の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、経済連携協定上の原産品とされない材料をいう。			
(2) (省略)				(2) (同左)			
(3) 產品が原産資格割合及び域内原産割合（以下、この節において「原産資格割合」という。）並びに產品の工場渡し価額に対する非原産材料の最大の価額の割合の要件の対象となる場合において、附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料に係る扱いは次の表第2欄から第4欄のとおりとする。				(3) 產品が原産資格割合及び域内原産割合（以下、この節において「原産資格割合」という。）並びに產品の工場渡し価額に対する非原産材料の最大の価額の割合の要件の対象となる場合において、附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料に係る扱いは次の表第2欄から第4欄のとおりとする。			
なお、この表における「考慮しない」とは、具体的には、後記68-5-4(5)、同(6)イ及び同(7)イの計算式において「產品の取引価額」（FOB価額の読み替え。スイス協定にあっては產品の工場渡し価額）から当該附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料の価額を差し引かないことを示す。							
経済連携協定	附属品等の扱い	小売用包装材料の扱い	船積み用こん包材料の扱い	経済連携協定	附属品等の扱い	小売用包装材料の扱い	船積み用こん包材料の扱い
メキシコ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。	メキシコ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
マレーシア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。	マレーシア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。
チリ協定	考慮しない。	考慮しない。	考慮しない。	チリ協定	考慮しない。	考慮しない。	考慮しない。
タイ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。	タイ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
インドネシア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。	インドネシア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
ブルネイ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。	ブルネイ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
アセアン包括協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。	アセアン包括協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
フィリピン協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。	フィリピン協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。
スイス協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。	スイス協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
ベトナム協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。	ベトナム協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
インド協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。	インド協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
ペルー協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。				

(4)及び(5) (省略)

(6) マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、インド協定又はペルー協定に係る「原産資格割合」又は「域内原産割合」を用いた品目別規則の適用において、產品が締約国原產品と認定されるためには、当該產品の「原産資格割合」又は「域内原産割合」が、当該品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦(協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更に当該輸出締約国で何らかの生産又は作業(インド協定については、同協定第33条、ペルー協定については、同協定第42条に規定する原産資格を与えることとならない作業を超える水準の生産又は作業)を行う場合)であることが必要であるので留意する。

(4)及び(5) (同左)

(6) マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、インド協定又はペルー協定に係る「原産資格割合」又は「域内原産割合」を用いた品目別規則の適用において、產品が締約国原產品と認定されるためには、当該產品の「原産資格割合」又は「域内原産割合」が、当該品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦(協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更に当該輸出締約国で何らかの生産又は作業(インド協定については、同協定第33条に規定する原産資格を与えることとならない作業を超える水準の生産又は作業)を行う場合)であることが必要であるので留意する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
イ～ハ（省略） (7)（省略）	イ～ハ（同左） (7)（同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																						
(積送基準に関する取扱い)	(積送基準に関する取扱い)																																																						
68-5-9 次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第61条第1項第2号ロ(1)及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第2号ロの規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。	68-5-9 次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第61条第1項第2号ロ(1)及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第2号ロの規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定名</th><th>積送基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定第27条</td></tr> <tr><td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第35条</td></tr> <tr><td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定第32条</td></tr> <tr><td>チリ協定</td><td>チリ協定第41条から第42条</td></tr> <tr><td>タイ協定</td><td>タイ協定第32条</td></tr> <tr><td>インドネシア協定</td><td>インドネシア協定第33条</td></tr> <tr><td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ協定第28条から第29条</td></tr> <tr><td>アセアン包括協定</td><td>アセアン包括協定第31条</td></tr> <tr><td>フィリピン協定</td><td>フィリピン協定第33条</td></tr> <tr><td>スイス協定</td><td>スイス協定附属書2第14条</td></tr> <tr><td>ベトナム協定</td><td>ベトナム協定第31条</td></tr> <tr><td>インド協定</td><td>インド協定第34条</td></tr> <tr><td>ペルー協定</td><td>ペルー協定第52条</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定名	積送基準	シンガポール協定	シンガポール協定第27条	メキシコ協定	メキシコ協定第35条	マレーシア協定	マレーシア協定第32条	チリ協定	チリ協定第41条から第42条	タイ協定	タイ協定第32条	インドネシア協定	インドネシア協定第33条	ブルネイ協定	ブルネイ協定第28条から第29条	アセアン包括協定	アセアン包括協定第31条	フィリピン協定	フィリピン協定第33条	スイス協定	スイス協定附属書2第14条	ベトナム協定	ベトナム協定第31条	インド協定	インド協定第34条	ペルー協定	ペルー協定第52条	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定名</th><th>積送基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定第27条</td></tr> <tr><td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第35条</td></tr> <tr><td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定第32条</td></tr> <tr><td>チリ協定</td><td>チリ協定第41条から第42条</td></tr> <tr><td>タイ協定</td><td>タイ協定第32条</td></tr> <tr><td>インドネシア協定</td><td>インドネシア協定第33条</td></tr> <tr><td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ協定第28条から第29条</td></tr> <tr><td>アセアン包括協定</td><td>アセアン包括協定第31条</td></tr> <tr><td>フィリピン協定</td><td>フィリピン協定第33条</td></tr> <tr><td>スイス協定</td><td>スイス協定附属書2第14条</td></tr> <tr><td>ベトナム協定</td><td>ベトナム協定第31条</td></tr> <tr><td>インド協定</td><td>インド協定第34条</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定名	積送基準	シンガポール協定	シンガポール協定第27条	メキシコ協定	メキシコ協定第35条	マレーシア協定	マレーシア協定第32条	チリ協定	チリ協定第41条から第42条	タイ協定	タイ協定第32条	インドネシア協定	インドネシア協定第33条	ブルネイ協定	ブルネイ協定第28条から第29条	アセアン包括協定	アセアン包括協定第31条	フィリピン協定	フィリピン協定第33条	スイス協定	スイス協定附属書2第14条	ベトナム協定	ベトナム協定第31条	インド協定	インド協定第34条
経済連携協定名	積送基準																																																						
シンガポール協定	シンガポール協定第27条																																																						
メキシコ協定	メキシコ協定第35条																																																						
マレーシア協定	マレーシア協定第32条																																																						
チリ協定	チリ協定第41条から第42条																																																						
タイ協定	タイ協定第32条																																																						
インドネシア協定	インドネシア協定第33条																																																						
ブルネイ協定	ブルネイ協定第28条から第29条																																																						
アセアン包括協定	アセアン包括協定第31条																																																						
フィリピン協定	フィリピン協定第33条																																																						
スイス協定	スイス協定附属書2第14条																																																						
ベトナム協定	ベトナム協定第31条																																																						
インド協定	インド協定第34条																																																						
ペルー協定	ペルー協定第52条																																																						
経済連携協定名	積送基準																																																						
シンガポール協定	シンガポール協定第27条																																																						
メキシコ協定	メキシコ協定第35条																																																						
マレーシア協定	マレーシア協定第32条																																																						
チリ協定	チリ協定第41条から第42条																																																						
タイ協定	タイ協定第32条																																																						
インドネシア協定	インドネシア協定第33条																																																						
ブルネイ協定	ブルネイ協定第28条から第29条																																																						
アセアン包括協定	アセアン包括協定第31条																																																						
フィリピン協定	フィリピン協定第33条																																																						
スイス協定	スイス協定附属書2第14条																																																						
ベトナム協定	ベトナム協定第31条																																																						
インド協定	インド協定第34条																																																						
令第61条第1項第2号ロに規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。	令第61条第1項第2号ロに規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。																																																						

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																												
<p>（原産地証明書及び締約国品目証明書の様式）</p> <p>68-5-11</p> <p>（1）本節において、原産地証明書とは次表第1欄に掲げるものとし、その様式は同表第2欄に掲げるものとする。ただし、スイス協定にあっては、スイス協定附属書2第15条(a)及び第16条に規定される原産地証明書の様式を指すものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原産地証明書</th><th>原産地証明書の様式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定原産地証明書</td><td>「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-1）</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定原産地証明書</td><td>「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-2）及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」（C-5290-3）</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定原産地証明書</td><td>「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」（C-5290-4）</td></tr> <tr> <td>チリ協定原産地証明書</td><td>「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-5）</td></tr> <tr> <td>タイ協定原産地証明書</td><td>「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」（C-5290-6）</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定原産地証明書</td><td>「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPA」（C-5290-7）</td></tr> </tbody> </table>	原産地証明書	原産地証明書の様式	シンガポール協定原産地証明書	「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-1）	メキシコ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-2）及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」（C-5290-3）	マレーシア協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」（C-5290-4）	チリ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-5）	タイ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」（C-5290-6）	インドネシア協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPA」（C-5290-7）	<p>（締約国原産地証明書の様式）</p> <p>68-5-11 令第61条第1項第2号イに規定する締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の様式は、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものとする。ただし、スイス協定にあっては、スイス協定附属書2第15条(a)及び第16条に規定される原産地証明書の様式を指すものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th><th>締約国原産地証明書の様式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-1）</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-2）及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」（C-5290-3）</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」（C-5290-4）</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-5）</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」（C-5290-6）</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPA」（C-5290-7）</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定	締約国原産地証明書の様式	シンガポール協定	「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-1）	メキシコ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-2）及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」（C-5290-3）	マレーシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」（C-5290-4）	チリ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-5）	タイ協定	「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」（C-5290-6）	インドネシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPA」（C-5290-7）
原産地証明書	原産地証明書の様式																												
シンガポール協定原産地証明書	「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-1）																												
メキシコ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-2）及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」（C-5290-3）																												
マレーシア協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」（C-5290-4）																												
チリ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-5）																												
タイ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」（C-5290-6）																												
インドネシア協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPA」（C-5290-7）																												
経済連携協定	締約国原産地証明書の様式																												
シンガポール協定	「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-1）																												
メキシコ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-2）及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」（C-5290-3）																												
マレーシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」（C-5290-4）																												
チリ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（C-5290-5）																												
タイ協定	「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」（C-5290-6）																												
インドネシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPA」（C-5290-7）																												

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
ブルネイ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN BRUNEI DARUSSALAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-8)	ブルネイ協定 アセアン包括協定 フィリピン協定 イス協定 ベトナム協定 インド協定 ペルー協定	「AGREEMENT BETWEEN BRUNEI DARUSSALAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-8)
アセアン包括協定原産地証明書	「THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN(AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ」(C-5290-9)		「THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN(AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ」(C-5290-9)
フィリピン協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP FORM JP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-10)		「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP FORM JP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-10)
イス協定原产地証明書	イス協定附属書2付録2に定める様式(C-5290-11)		イス協定附属書2付録2に定める様式(C-5290-11)
ベトナム協定原产地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM VJ」(C-5290-12)		「AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM VJ」(C-5290-12)
インド協定原产地証明書	「COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDIA AND JAPAN CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-13)		「COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDIA AND JAPAN CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-13)
ペルー協定原产地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF PERU FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-14)		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																				
<p><u>(2) 本節において、締約国品目証明書とは次表第1欄に掲げるものとし、その様式は同表第2欄に掲げるものとする。</u></p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国品目証明書</th><th>締約国品目証明書の様式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペルー協定締約国品目証明書</td><td><u>(C-5291-3(1)) 又は (C-5291-3(2))</u></td></tr> </tbody> </table>	締約国品目証明書	締約国品目証明書の様式	ペルー協定締約国品目証明書	<u>(C-5291-3(1)) 又は (C-5291-3(2))</u>																	
締約国品目証明書	締約国品目証明書の様式																				
ペルー協定締約国品目証明書	<u>(C-5291-3(1)) 又は (C-5291-3(2))</u>																				
<p><u>(原産地証明書及び締約国品目証明書の有効性の認定)</u></p> <p>68-5-12</p> <p>(1) 令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項、第61条第1項第2号イの規定により、税関に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、前記68-5-2に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。</p> <p>イ 原産地証明書にあっては、次表中の第1欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68-5-14の(1)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。</p>	<p><u>(締約国原産地証明書の有効性の認定)</u></p> <p>68-5-12 令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項、第61条第1項第2号イの規定により、税関に提出された締約国原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、シンガポール協定第3章、メキシコ協定第4章及び第5章第1節、マレーシア協定第3章、チリ協定第4章、タイ協定第3章、インドネシア協定第3章、ブルネイ協定第3章、アセアン包括協定第3章、フィリピン協定第3章、スイス協定附属書2、ベトナム協定第3章及びインド協定第3章に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。</p> <p>(1)締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）にあっては、次表中の第1欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68-5-14（スイス協定原産地申告を除く。）に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。</p>																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定附属書II Bに定める事項</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>メキシコ統一規則に定める事項</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定附属書3に定める事項</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>チリ協定附属書4に定める事項</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>タイ協定附属書3に定める事項</td></tr> </tbody> </table>	シンガポール協定	シンガポール協定附属書II Bに定める事項	メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項	マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項	チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項	タイ協定	タイ協定附属書3に定める事項	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定附属書II Bに定める事項</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定附属書3に定める事項</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>チリ協定附属書4に定める事項</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>タイ協定附属書3に定める事項</td></tr> </tbody> </table>	シンガポール協定	シンガポール協定附属書II Bに定める事項	メキシコ協定	メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項	マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項	チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項	タイ協定	タイ協定附属書3に定める事項
シンガポール協定	シンガポール協定附属書II Bに定める事項																				
メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項																				
マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項																				
チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項																				
タイ協定	タイ協定附属書3に定める事項																				
シンガポール協定	シンガポール協定附属書II Bに定める事項																				
メキシコ協定	メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項																				
マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項																				
チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項																				
タイ協定	タイ協定附属書3に定める事項																				

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
インドネシア協定	インドネシア協定附属書3に定める事項	インドネシア協定	インドネシア協定附属書3に定める事項
ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書3に定める事項	ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書3に定める事項
アセアン包括協定	東南アジア諸国連合協定附属書4の付録に定める事項	アセアン包括協定	東南アジア諸国連合協定附属書4の付録に定める事項
フィリピン協定	フィリピン協定附属書3に定める事項	フィリピン協定	フィリピン協定附属書3に定める事項
スイス協定	スイス協定附属書2付録2に定める事項	スイス協定	スイス協定附属書2付録2に定める事項
ベトナム協定	ベトナム協定附属書3の付録に定める事項	ベトナム協定	ベトナム協定附属書3の付録に定める事項
インド協定	インド運用上の手続に定める事項	インド協定	インド運用上の手続に定める事項
ペルー協定	ペルー協定附属書4に定める事項		

（削除）

□ 原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。

（イ）次の表の第1欄に掲げる原産地証明書の同表の第2欄に掲げる欄に記載された関税率表番号（以下この節において「記載税番」という。）と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号（以下この節において「適用税番」という。）とが異なっている場合で、次の（イ）又は（ロ）に該当するとき。

原産地証明書	原産地証明書の欄
シンガポール協定原产地証明書	10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)
メキシコ協定原产地証明書	5. HS Tariff Classification Number
マレーシア協定原产地	4. Item number (as necessary); Marks and numbers;

（ロ）スイス協定原产地申告にあっては、前記68-5-1の（1）ロ（チ）（イ）及び（ロ）に掲げる事項が記載されていること。

（3）締約国原产地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、締約国原产地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。

（イ）次の表の第1欄に掲げる締約国原产地証明書の同表の第2欄に掲げる欄に記載された関税率表番号（以下この節において「記載税番」という。）と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号（以下この節において「適用税番」という。）とが異なっている場合で、次の（イ）又は（ロ）に該当するとき。

締約国原产地証明書	締約国原产地証明書の欄
シンガポール協定原产地証明書	10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)
メキシコ協定原产地証明書	5. HS Tariff Classification Number
マレーシア協定原产地	4. Item number (as necessary); Marks and numbers;

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
証明書	Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances	証明書	Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances
チリ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS Tariff Classification Number	チリ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS Tariff Classification Number
タイ協定原産地証明書	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	タイ協定原産地証明書	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)
インドネシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number	インドネシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number
ブルネイ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number	ブルネイ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number
アセアン包括協定原産地証明書	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)	アセアン包括協定原産地証明書	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)
フィリピン協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code	フィリピン協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code
ベトナム協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s)	ベトナム協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s)
インド協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number	インド協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number
ペルー協定原産地証明書	<u>5. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (6 digits)</u>		

(i) 記載税番と適用税番に対する経済連携協定に定める品目別規則が同一のものである場合。

(ii) 上記(i)以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たって記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該貨物が経済連携協定に定める締約国原産品と認められるとき。

(iii) 原産地証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致し

(1) 記載税番と適用税番に対する経済連携協定に定める品目別規則が同一のものである場合。

(2) 上記(1)以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たって記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該貨物が経済連携協定に定める締約国原産品と認められるとき。

(iv) 締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）に記載された数量

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ており、当該原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。</p> <p>なお、記載欄の標題に明示的にネット重量を指す記載がない場合であっても、仕入書又はその他の関係書類により同一性が確認できる場合は、記載の数値がネット重量であることをもって無効とはしないので留意する。</p> <p>（ハ）原産地証明書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、当該原産地証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。</p> <p>（イ）当該原産地証明書の発給時における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合</p> <p>（乙）当該輸入貨物が令第61条第1項第2号ロ(2)に該当する貨物であって、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税關の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合</p> <p>ハ 原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。なお、インドネシア協定原産地証明書にあっては、記載内容の修正は行われることはなく、再発給されるので留意する。</p> <p>二 紛失等の理由により再発給された原産地証明書について、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書に第2欄の記載事項が記載されていること。</p>	<p>と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該<u>締約国</u>原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。<u>スイス協定原産地申告</u>においては、申告文が記載された商業上の文書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。</p> <p>なお、記載欄の標題に明示的にネット重量を指す記載がない場合であっても、仕入書又はその他の関係書類により同一性が確認できる場合は、記載の数値がネット重量であることをもって無効とはしないので留意する。</p> <p>ハ 締約国原産地証明書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、当該<u>締約国</u>原産地証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。</p> <p>（イ）当該<u>締約国</u>原産地証明書の発給時（<u>スイス協定原産地申告</u>においては作成時）における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合</p> <p>（乙）当該輸入貨物が令第61条第1項第2号ロ(2)に該当する貨物であって、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税關の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合</p> <p>（4）締約国原産地証明書（<u>スイス協定原産地申告を除く。</u>）の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。なお、インドネシア協定原産地証明書にあっては、記載内容の修正は行われることはなく、再発給されるので留意する。</p> <p>（5）紛失等の理由により再発給された<u>締約国</u>原産地証明書（<u>スイス協定原産地申告を除く。</u>）について、次の表の第1欄に掲げる<u>締約国</u>原産地証明書（<u>スイス協定原産地申告を除く。</u>）に第2欄の記載事項が記載されていること。</p>
原産地証明書	記載事項
シンガポール協定原産地証明書	“DUPLICATE” 又は“DUPLICATA”
メキシコ協定原産地証明書	“DUPLICATE”
マレーシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
チリ協定原産地	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
締約国原産地証明書	記載事項
シンガポール協定原産地証明書	“DUPLICATE” 又は“DUPLICATA”
メキシコ協定原産地証明書	“DUPLICATE”
マレーシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
チリ協定原産地	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
証明書		証明書	
タイ協定原産地証明書	“DUPLICATE”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日		“DUPLICATE”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
インドネシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日		当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
ブルネイ協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日		“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
アセアン包括協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日		当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日
フィリピン協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号		“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号
スイス協定原産地証明書	“DUPLICATE”及び当初の原産地証明書の発給年月日		“DUPLICATE”及び当初の原産地証明書の発給年月日
ベトナム協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日		当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日
インド協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号		“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号
ペルー協定原産地証明書	<u>“DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER DATED ”</u>		
なお、再発給された原産地証明書の有効期間の起算日は当初の原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第5項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。		なお、再発給された締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の有効期間の起算日は当初の締約国原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第5項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。	
<p>（6）締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、アセアン包括協定（アセアン包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から4日目以降（例えは、船積日が7月1日であれば、7月4日以降））、フ</p>			

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
原産地証明書	記載事項	留意事項	締約国原産地証明書	記載事項	留意事項
メキシコ協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”	—	メキシコ協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”	—
マレーシア協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY”	—	マレーシア協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY”	—
チリ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—	チリ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
タイ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—	タイ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
インドネシア協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—	インドネシア協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
ブルネイ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—	ブルネイ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
アセアン包括協定原産地証明書	船積みの日	第13欄中の「□ ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること	アセアン包括協定原産地証明書	船積みの日	第13欄中の「□ ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること
フィリピン協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—	フィリピン協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
イスラエル協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”	—	イスラエル協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”	—
ベトナム協定原産地証明書	“Issued Retroactively” 及び船積みの日	—	ベトナム協定原産地証明書	“Issued Retroactively” 及び船積みの日	—

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前				
インド協定原产地証明書	船積みの日	第8欄中の「 <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること		インド協定原产地証明書	船積みの日		
ペルー協定原产地証明書	<u>“ISSUED RETROSPECTIVELY”</u> 及び船積みの日	—	第8欄中の「 <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること				
<p>△ 原産地証明書の記載において、取るに足りない表現の相違、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような軽微な誤りがある場合、これら軽微な誤りが当該原産地証明書の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであること。</p> <p>(2) 令第36条の3第5項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む)、第51条の12第5項、第61条第1項第2号ハの規定により、税関に提出された締約国品目証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。</p> <p>イ 締約国品目証明書にあっては、次表中の第1欄に掲げる協定の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68-5-14の(2)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。</p>			<p>(7) 締約国原产地証明書の記載において、取るに足りない表現の相違、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような軽微な誤りがある場合、これら軽微な誤りが当該原産地証明書の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであること。</p>				
<table border="1"> <tr> <td>ペルー協定</td> <td><u>ペルー協定附属書1第2編第3節</u> <u>第3条に定める事項</u></td> </tr> </table>			ペルー協定	<u>ペルー協定附属書1第2編第3節</u> <u>第3条に定める事項</u>			
ペルー協定	<u>ペルー協定附属書1第2編第3節</u> <u>第3条に定める事項</u>						
<p>ロ 締約国品目証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、締約国品目証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該締約国品目証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるときは、この要件を満たすものとして取り扱う。</p> <p>ハ 締約国品目証明書の記載において、取るに足りない表現の相違、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような軽微な誤りがある場合、これら軽微な誤りが当該締約国品目証明書の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであること。</p>							
<p>（原産地申告の有効性の認定）</p> <p>68-5-12の2</p>							

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前			
<p>(1) 本節において、原産地申告とは次表に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 314 640 425"> <tr><td>原産地申告</td></tr> <tr><td>スイス協定原産地申告</td></tr> <tr><td>ペルー協定原産地申告</td></tr> </table> <p>(2) 令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む)、第51条の12第3項、第61条第1項第2号イの規定により、税関に提出された原産地申告については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、前記68-5-2に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。</p> <p>イ 前記68-5-1の(1)ニ(イ)に従って申告文が記載されていること。</p> <p>ロ 申告文が記載された商業上の文書の貨物と輸入貨物が一致すること。</p> <p>ハ 申告文が記載された商業上の文書の数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。</p> <p>ニ 申告文が記載された商業上の文書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、当該商業上の文書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。</p> <p>(イ) 原産地申告の作成時における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合</p> <p>(ロ) 当該輸入貨物が令第61条第1項第2号ロ(2)に該当する貨物であって、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合</p> <p>ホ 取るに足りない表現の相違、語句不足又は印字の誤りのような軽微な誤りがある場合、これら軽微な誤りが原産地申告の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できること。</p>	原産地申告	スイス協定原産地申告	ペルー協定原産地申告	
原産地申告				
スイス協定原産地申告				
ペルー協定原産地申告				

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関) 68-5-14 (1) 前記68-5-1(1)ハ(ロ)に規定する「発給につき権限を有する機関」は、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関とする。	(締約国原産地証明書の発給機関) 68-5-14 前記68-5-1(1)ロ(ロ)に規定する「発給につき権限を有する機関」は、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書(スイス協定原産地申告を除く。)の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関とする。
原産地証明書	原産地証明書の発給機関
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 (チリ協定第44条2に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会 (Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA))」及び「商工会議所 (Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo)」が指定されている。)
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを継承する当局
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省
アセアン包括協定原产地証明書	アセアン包括協定附属書4第1規則(a)に規定する当局又は同第2規則1に規定する指定団体(具体的には追って事務連絡する。)
フィリピン協定原产地証明書	フィリピン関税局
締約国原産地証明書(スイス協定原産地申告を除く。)	締約国原産地証明書の発給機関
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 (チリ協定第44条2に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会 (Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA))」及び「商工会議所 (Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo)」が指定されている。)
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを継承する当局
インドネシア協定原产地証明書	インドネシア商業省
ブルネイ協定原产地証明書	ブルネイ外務貿易省
アセアン包括協定原产地証明書	アセアン包括協定附属書4第1規則(a)に規定する当局又は同第2規則1に規定する指定団体(具体的には追って事務連絡する。)
フィリピン協定原产地証明書	フィリピン関税局

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

スイス協定原産地証明書	スイス連邦関税管理局
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム商工省
インド協定原産地証明書	インド商工省商務局
ペルー協定原産地証明書	ペルー通商観光省又はその後継機関

原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

(2) 前記68-5-1(1)へ(ロ)に規定する「発給につき権限を有する機関」は、次の表の第1欄に掲げる締約国品目証明書の区分に応じ、同表第2欄に掲げる機関とする。

締約国品目証明書	締約国品目証明書の発給機関
ペルー協定締約国品目証明書	ペル一生産省水産加工センター又はペルー保健省環境衛生局

締約国品目証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

(締約国原産地証明書及び締約国品目証明書の提出猶予の取扱い)

68-5-16

(1) 輸入者が令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項又は第61条第4項の規定による締約国原産地証明書の提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「締約国原産地証明書提出猶予申出書」(C-5295) 2通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めたとき、又は法第73条第1項に規定する税関長の承認を受けたときは、猶予期間を記載し、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2か月以内で適當と認める期間とするものとする。

(2) 輸入者が令第36条の3第5項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第5項又は第61条第4項の規定による締約国

スイス協定原産地証明書	スイス連邦関税管理局
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム商工省
インド協定原産地証明書	インド商工省商務局

締約国原産地証明書(スイス協定原産地申告を除く。)に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

(締約国原産地証明書の提出猶予の取扱い)

68-5-16 輸入者が令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項又は第61条第4項の規定による締約国原産地証明書の提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「締約国原産地証明書提出猶予申出書」(C-5295) 2通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めたとき、又は法第73条第1項に規定する税関長の承認を受けたときは、猶予期間を記載し、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2か月以内で適當と認める期間とするものとする。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

品目証明書の提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「締約国品目証明書提出猶予申出書」(C-5295-1) 2通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めたとき、又は法第73条第1項に規定する税関長の承認を受けたときは、猶予期間を記載し、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2か月以内で適當と認める期間とするものとする。

（分割して輸入する場合の締約国原産地証明書及び締約国品目証明書の取扱い）

68-5-17 1通の締約国原産地証明書又は締約国品目証明書に記載されている貨物を分割して、逐次又は同時期に異なった税関官署に対して輸入申告又は蔵入申請等をし、EPA税率の適用を受けようとする場合の締約国原産地証明書又は締約国品目証明書の取扱いについては、それぞれ、前記68-3-9の(4)及び(5)の規定を準用する。

（輸入申告又は蔵入申請等が行われない輸入貨物等に対するEPA税率の適用）

68-5-19 法その他関税に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに関税の徴収が行われるものとされている貨物(例えば、保税蔵置場における亡失貨物等)のうち犯則貨物以外の貨物については、関税の賦課の際に締約国原産地証明書(EPA税率を適用するために締約国品目証明書の提出を要する品目については、締約国原産地証明書及び締約国品目証明書)が提出されたときは、EPA税率を適用して差し支えない。

なお、暫定法第8条の6第4項に規定する貨物については、当該貨物の課税原因発生の日に当該貨物について同項に基づくEPA税率の適用が停止されない限り、EPA税率を適用して差し支えない。

（分割して輸入する場合の締約国原産地証明書の取扱い）

68-5-17 1通の締約国原産地証明書に記載されている貨物を分割して、逐次又は同時期に異なった税関官署に対して輸入申告又は蔵入申請等をし、EPA税率の適用を受けようとする場合の締約国原産地証明書の取扱いについては、それぞれ、前記68-3-9(原産地証明書の取扱い等)の(4)及び(5)の規定を準用する。

（輸入申告又は蔵入申請等が行われない輸入貨物等に対するEPA税率の適用）

68-5-19 法その他関税に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに関税の徴収が行われるものとされている貨物(例えば、保税蔵置場における亡失貨物等)のうち犯則貨物以外の貨物については、関税の賦課の際に締約国原産地証明書が提出されたときは、EPA税率を適用して差し支えない。

なお、暫定法第8条の6第4項に規定する貨物については、当該貨物の課税原因発生の日に当該貨物について同項に基づくEPA税率の適用が停止されない限り、EPA税率を適用して差し支えない。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
(締約国原産品であること又は特恵待遇を受けることのできる品目であることについての確認)				(締約国原産品であることについての確認)			
68-5-21				68-5-21			
(1) (省略)				(1) (同左)			
(2) 輸出締約国から輸入される又は輸入された貨物が締約国原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、表1第1欄に掲げる締約国原産地証明書に対応する第2欄の確認に関する規定に基づき、 <u>特恵待遇を受けることのできる品目であるか否かを決定する必要がある場合には、表2第1欄に掲げる締約国品目証明書に対応する第2欄の確認に関する規定に基づき確認を行うこと</u> とし、実施に当たっては、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明することとする。なお、確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。				(2) 輸出締約国から輸入される又は輸入された貨物が締約国原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、 <u>次の表第1欄に掲げる締約国原産地証明書に対応する第2欄の確認に関する規定に基づき確認を行うこと</u> とし、実施に当たっては、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明することとする。なお、確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。			
表1							
締約国原産地証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による締約国原産品でないことの決定	締約国原産地証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による締約国原産品でないことの決定
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ協定第44条	メキシコ経済省	メキシコ協定第44条	メキシコ協定原産地証明書	メキシコ協定第44条	メキシコ経済省	メキシコ協定第44条
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第43条及び第44条	マレーシア国際貿易産業省	マレーシア協定第45条3	マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第43条及び第44条	マレーシア国際貿易産業省	マレーシア協定第45条3
チリ協定原产地証明書	チリ協定第47条及び48条	チリ外務省国際経済関係総局	チリ協定第49条3	チリ協定原产地証明書	チリ協定第47条及び48条	チリ外務省国際経済関係総局	チリ協定第49条3
タイ協定原产地証明書	タイ協定第43条及び44条	タイ商務省	タイ協定第45条3	タイ協定原产地証明書	タイ協定第43条及び44条	タイ商務省	タイ協定第45条3
インドネシア協定原产地証明書	インドネシア協定第43条及び第44条	インドネシア商業省	インドネシア協定第45条3	インドネシア協定原产地証明書	インドネシア協定第43条及び第44条	インドネシア商業省	インドネシア協定第45条3
ブルネイ協定原产地証明書	ブルネイ協定第40条及び第41条	ブルネイ外務貿易省	ブルネイ協定第42条3	ブルネイ協定原产地証明書	ブルネイ協定第40条及び第41条	ブルネイ外務貿易省	ブルネイ協定第42条3
アセアン包括協定原产地証	アセアン包括協定附属書4(運	アセアン包括協定附属書4第1規則	アセアン包括協定附属書4(運用上の証明	アセアン包括協定原产地証	アセアン包括協定附属書4(運	アセアン包括協定附属書4第1規則	アセアン包括協定附属書4(運用上の証明

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
明書	用上の証明手続) 第6規則及び第7規則	(a)に規定する当局(具体的には追って事務連絡する。)手続) 第8規則		明書	用上の証明手続) 第6規則及び第7規則	(a)に規定する当局(具体的には追って事務連絡する。)手続) 第8規則	
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第43条及び第44条	フィリピン関税局	フィリピン協定第45条	フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第43条及び第44条	フィリピン関税局	フィリピン協定第45条
スイス協定原産地証明	スイス協定附属書2第25条	スイス連邦税関管理局	スイス協定附属書2第25条7、8	スイス協定原産地証明	スイス協定附属書2第25条	スイス連邦税関管理局	スイス協定附属書2第25条7、8
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書3(運用上の証明手続) 第6規則及び第7規則	ベトナム商工省	ベトナム協定附属書3(運用上の証明手続) 第8規則	ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書3(運用上の証明手続) 第6規則及び第7規則	ベトナム商工省	ベトナム協定附属書3(運用上の証明手続) 第8規則
インド協定原産地証明書	インド協定附属書3(運用上の証明手続) 第6節及び第7節	インド商工省商務局	インド協定附属書3(運用上の証明手続) 第8節	インド協定原産地証明書	インド協定附属書3(運用上の証明手続) 第6節及び第7節	インド商工省商務局	インド協定附属書3(運用上の証明手続) 第8節
ペルー協定原産地証明	ペルー協定第66条	ペルー通商観光省 又はその後継機関	ペルー協定第66条				

表2

締約国品目証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による特恵待遇を受けることのできる品目でないことの決定
ペルー協定締約国品目証明書	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条	ペルー通商観光省	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条

イ 締約国原産品であるか否か又は特恵待遇を受けることのできる品目であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(イ) 上記表の第3欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該貨物が締約国原産品であるか否か又は特恵待遇を受けることのできる品目で

イ 締約国原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(イ) 上記表の第3欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該貨物が締約国原産品であるか否かに関する情報を締約国原産地証明書に基づ

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>あるか否かに関する情報を締約国原産地証明書又は締約国品目証明書に基づいて要請すること。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物が締約国原産品であるか否か又は特恵待遇を受けることのできる品目であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。</p>	<p>いて要請すること。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物が締約国原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。</p>
<p>なお、メキシコ協定原産地証明書については、輸出者又は生産者に対し質問書を送付する方法によることが可能であるので留意する。また、ペルー協定原産地証明書については、輸出者、認定輸出者又は生産者に対し、上記表の第3欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局を通じて情報を要請することが可能である。</p>	<p>なお、メキシコ協定原産地証明書については、メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対し質問書を送付する方法によることが可能であるので留意する。</p>
<p>(ロ) 輸出締約国の権限のある政府当局が行う輸出締約国における原産地証明書の発給を受けた者、輸出締約国に所在する生産者であって輸出者の要請により原産地証明書の発給申請を行った产品的生産者又は前記68-5-12の2の(1)に定める原産地申告を行った者（以下「輸出者等」という。）への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、产品が締約国原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該产品的生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。</p>	<p>(ロ) 輸出締約国の権限のある政府当局が行う輸出締約国における原産地証明書の発給を受けた者、輸出締約国に所在する生産者であって輸出者の要請により締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の発給申請を行った产品的生産者又はスイス協定原産地申告を行った者（以下「輸出者等」という。）への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、产品が締約国原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該产品的生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。</p>
<p>なお、マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書、フィリピン協定原産地証明書及びインド協定原产地証明書の場合にあっては、原則、上記(イ)を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする（インド協定原产地証明書を除き、例外的と認められる場合には、上記(イ)の前又は間に上記(ロ)を行うことができるが、この場合は上記(イ)については行うことができないので留意する。）。</p>	<p>なお、マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書及びフィリピン協定原産地証明書の場合にあっては、原則、上記(イ)を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする（例外的と認められる場合には、上記(イ)の前又は間に上記(ロ)を行うことができるが、この場合は上記(イ)については行うことができないので留意する。）。</p>
<p>ロ (省略)</p> <p>ハ 輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から表1第1欄又は表2第1欄に掲げる経済連携協定に対応する表1第2欄又は表2第2欄の期間内（追加情報の要請にあっては、表1第3欄又は表2第3欄の期間内）に回答を行わない場合及び質問書（追加の質問書を含む。）に対する回答が、貨物が締約国原産品であること又は特恵待遇を受けることのできる品目であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記(2)の表1第4欄又は表2第4欄に掲げる協定の規定により確認の対象となっている貨物が締約国原産品ではない又は特恵待遇を受けることのできる品目ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書又は締約国品目証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。</p>	<p>ロ (同左)</p> <p>ハ 輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から次の表第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄の期間内（追加情報の要請にあっては、次の表の第3欄の期間内）に回答を行わない場合及び質問書（追加の質問書を含む。）に対する回答が、貨物が締約国原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記(2)の表の第4欄に掲げる協定の規定により確認の対象となっている貨物が締約国原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
表1					
締約国原産地証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限	締約国原産地証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限
メキシコ協定原産地証明書	4か月	2か月	メキシコ協定原産地証明書	4か月	2か月
マレーシア協定原産地証明書	3か月	2か月	マレーシア協定原産地証明書	3か月	2か月
チリ協定原産地証明書	3か月	2か月	チリ協定原産地証明書	3か月	2か月
タイ協定原産地証明書	3か月	2か月	タイ協定原産地証明書	3か月	2か月
インドネシア協定原産地証明書	6か月	4か月	インドネシア協定原産地証明書	6か月	4か月
ブルネイ協定原産地証明書	3か月	2か月	ブルネイ協定原産地証明書	3か月	2か月
アセアン包括協定原産地証明書	3か月	3か月	アセアン包括協定原産地証明書	3か月	3か月
フィリピン協定原産地証明書	3か月	2か月	フィリピン協定原産地証明書	3か月	2か月
スイス協定原産地証明	10か月	—	スイス協定原産地証明	10か月	—
ベトナム協定原産地証明書	90日	90日	ベトナム協定原産地証明書	90日	90日
インド協定原産地証明書	3か月	2か月	インド協定原産地証明書	3か月	2か月
ペルー協定原産地証明	3か月	2か月			
表2					
締約国品目証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限			
ペルー協定締約国品目証明	90日	—			
<p>なお、上記イ(イ)のなお書きの方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から30日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により貨物を送り出した者又は生産者に対し、当該質問書を受領した日から30日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書(追加の質問書を含む。)に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないことなるので留意する。</p> <p>ニ 上記イ(ロ)の方法により確認を行う場合には、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前(メキシコ協定原産地証明書及びペルー協定における原産地証明の確認にあっては30日前。スイス協定における原産地証明の確認にあっては特段の規定なし。ベトナム協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書にあっては60日前。)</p>			<p>なお、上記イ(イ)のなお書きの方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から30日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により貨物を送り出した者又は生産者に対し、当該質問書を受領した日から30日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書(追加の質問書を含む。)に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないことなるので留意する。</p> <p>ニ 上記イ(ロ)の方法により確認を行う場合には、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前(メキシコ協定原産地証明書にあっては30日前。スイス協定における原産地証明の確認にあっては特段の規定なし。ベトナム協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書にあっては60日前。)</p>		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ド協定原産地証明書にあっては60日前。）までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) その施設への訪問が要請される輸出者（スイス協定及びペルー協定について、認定輸出者を含む。）又は輸出締約国の領域に所在する生産者の氏名又は名称</p> <p>(ハ)～(ホ) (省略)</p> <p>ホ 輸出締約国政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による訪問の要請に対し当該書面を受領した日から30日以内に回答しない場合、訪問の最終日から45日以内（ペルー協定にあっては60日以内）又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後に収集した情報が提供されない場合又は提供された情報に貨物が締約国原産であることを決定するために十分な情報を含まない場合は、上記(2)の表第4欄に掲げる協定の規定により、訪問の対象とされた貨物が輸出締約国原産でないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。ただし、スイス協定における原産地証明の確認については、確認の要請の日から10か月以内若しくは相互に合意するその他の期間内に回答がない場合、又は当該回答が、関係する原産地証明が真正であり、若しくは締約国の原産品であると決定するために十分な情報を含まない場合には、EPA税率を適用しないことになるので、留意する。</p> <p>ヘ 上記ホまでの手続きを実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局（メキシコ協定原産地証明書に係るイ(イ)のなお書きの確認にあっては、メキシコに所在する送り出した者又は生産者）に対し、產品が締約国原産であるか否か又は特恵待遇を受けることのできる品目であるか否かについて書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。</p> <p>この書面による通知は、上記ロに準じて行うものとする。</p> <p>ト 締約国原産品又は特恵待遇を受けることのできる品目として輸入申告された貨物について、上記表の第2欄に掲げる協定の規定に基づく確認を行う場合であって、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第1項及び第77条第7項の規定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。ただし、メキシコ協定附属書1の日本国の表第5欄（注釈）に21、24、25、26、27、29、30、31及び32の番号が掲げられた品目に分類される貨物（限度枠管理されている貨物）については、この限りでないで、留意する。</p>	<p>までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者の氏名又は名称</p> <p>(ハ)～(ホ) (同左)</p> <p>ホ 輸出締約国政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による要請に対し当該書面を受領した日から30日以内に回答しない場合、訪問の最終日から45日以内又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後に収集した情報が提供されない場合又は提供された情報に貨物が締約国原産であることを決定するために十分な情報を含まない場合は、上記(2)の表第4欄に掲げる協定の規定により、訪問の対象とされた貨物が輸出締約国原産でないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。ただし、スイス協定における原産地証明の確認については、確認の要請の日から10か月以内若しくは相互に合意するその他の期間内に回答がない場合、又は当該回答が、関係する原産地証明が真正であり、若しくは締約国の原産品であると決定するために十分な情報を含まない場合には、EPA税率を適用しないことになるので、留意する。</p> <p>ヘ 上記ホまでの手続きを実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局（メキシコ協定原産地証明書に係るイ(イ)のなお書きの確認にあっては、メキシコに所在する送り出した者又は生産者）に対し、產品が締約国原産であるか否かについて書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。</p> <p>この書面による通知は、上記ロに準じて行うものとする。</p> <p>ト 締約国原産品として輸入申告された貨物について、上記表の第2欄に掲げる協定の規定に基づく確認を行う場合であって、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第1項及び第77条第7項の規定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。ただし、メキシコ協定附属書1の日本国の表第5欄（注釈）に21、24、25、26、27、29、30、31及び32の番号が掲げられた品目に分類される貨物（限度枠管理されている貨物）については、この限りでないので、留意する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(事前教示の手続等)</p> <p>68-5-22 シンガポール協定第32条、マレーシア協定第41条、ブルネイ協定第38条、<u>インド協定第47条及びペルー協定第81条</u>に規定する事前教示並びにタイ協定第41条に規定する照会に対する回答に係る手続等に関しては、前記7-17（納税申告等に係る事前教示の手続）を用いるものとする。なお、税関は、当該教示のために必要なすべての書類を受領した日から30日以内（前記7-19の2に規定する文書回答の手続等については、90日以内）の極力早期に、当該教示を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(事前教示の手続等)</p> <p>68-5-22 シンガポール協定第32条、マレーシア協定第41条、ブルネイ協定第38条及び<u>インド協定第47条</u>に規定する事前教示並びにタイ協定第41条に規定する照会に対する回答に係る手続等に関しては、前記7-17（納税申告等に係る事前教示の手続）を用いるものとする。なお、税関は、当該教示のために必要なすべての書類を受領した日から30日以内（前記7-19の2に規定する文書回答の手続等については、90日以内）の極力早期に、当該教示を行うよう努めるものとする。</p>